

入 札 説 明 書

この入札説明書は、岩手県が発注する委託業務契約に関し、一般競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

1 競争入札に付する事項

- (1) 業務件名 岩手県内漁港航空写真撮影業務委託
- (2) 履行場所 岩手県内の漁港
- (3) 履行期間 契約締結後 60 日間
- (4) 業務概要 岩手県内の漁港について、東日本大震災津波からの復旧状況等の確認および復旧状況の説明資料に活用することを目的として、航空写真を撮影するもの。

2 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 政令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があった後2年を経過しないものであること。
- (3) 平成22年4月1日以降に、元請として岩手県内において航空機による写真撮影の受注実績を有していること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てをしている者若しくは更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをしている者若しくは再生手続開始の申立てをしている者でないこと。
- (5) 役員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有している者でないこと。
- (6) 入札書の提出の日から落札決定の日までの間に、岩手県から県営建設工事、建設関連業務委託及び物品の製造の請負又は買入れに係る指名停止等措置基準（以下「措置基準」という。）に基づく指名停止又は文書警告に伴う非指名の措置を受けていないこと。
- (7) 航空法第123条に基づいた国土交通大臣の許可を受けていること。（なお、許可を受けている法人と撮影に関して運行契約を締結する場合は、この限りではない。）

3 入札参加資格申請書等の提出

- (1) 入札参加者は、参加資格の確認に必要な書類として、次の書類を令和2年4月10日（金）午後5時までに13(3)の場所に各1部、提出しなければならない。
 - ア 一般競争入札参加資格確認申請書【様式第1号】
 - イ 業務履行実績調書【様式第2号】
 - ウ 誓約書【様式第3号】
 - エ 商業登記簿謄本の写し（申請日前3ヶ月以内のもの）
 - オ 航空法第123条に基づいた国土交通大臣の許可を受けていることを証明する書類、もしくは

は許可を受けている法人との提携を証明する書類の写し

- (2) (1)により提出された書類による入札参加資格の確認は、申請書の提出期限の日をもって行うものとし、その結果は令和2年4月14日（火）までにファクシミリにより通知する。

4 入札の方法等

- (1) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載するものとする。
- (2) 入札書は、5に示す日時・場所に持参すること。郵送、電送その他の方法による入札は認めない。
- (3) 入札書の金額以外の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分を線で抹消し入札者の印を押印しなければならない。また、一度提出した入札書は、書替え、引換え又は取消しをすることができない。
- (4) 代理人により入札に関する行為をさせようとする者は、入札書提出の前に委任状を提出しなければならない。

5 入札、開札の日時及び場所等

- (1) 日時 令和2年4月17日（金）午後1時15分
- (2) 場所 盛岡市内丸10番1号 岩手県庁舎5階 入札室
- (3) 入札場には入札参加者又はその代理人並びに入札執行職員及び立会い職員以外の者は入場することができない。
- (4) 入札参加者又はその代理人は、入札時刻後においては、入札場に入場することができない。
- (5) 入札参加者又はその代理人が連合し、又は不穏な行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者又はその代理人を入札場から退去させ、又は入札を延期し、若しくは取りやめることがある。

6 入札保証金

- (1) 入札金額の100分の110に相当する金額の100分の3以上の金額とする。ただし、この一般競争入札への参加を希望する者が保険会社との間に岩手県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したときは、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- (2) 入札保証金は、開札（再度入札の開札を含む。）終了後請求書の提出を受け当該入札参加者又はその代理人に還付する。ただし、落札者については契約締結後において還付する。
- (3) 入札保証金は、落札者が契約を締結しないときは岩手県に帰属する。

7 入札の無効

次のいずれかに該当する入札書は、これを無効とする。

- (1) 競争入札の参加資格のない者が提出した場合

- (2) 入札保証金を納付しない（納付を免除されたものを除く。）、又は金額が不足した場合
- (3) 記名押印のない場合
- (4) 入札金額を訂正した場合
- (5) 誤字脱字等により必要事項が確認できない場合
- (6) 入札件名の表示に重大な誤りがある場合
- (7) 同一入札参加者又は代理人が2つ以上の入札をした場合
- (8) 無権代理人が入札した場合
- (9) 明らかに連合と認められる入札
- (10) その他入札に関する条件に違反して提出した場合

8 入札書に関する事項

入札書は、県で示す書式により次のことを表示すること。

- (1) 入札年月日
- (2) 入札参加者の住所、氏名及び印（法人の場合は、所在地、商号又は名称、代表者の氏名及び印。委任された者が入札を行う場合は、委任者住所・氏名、受任者氏名・印（頭書に「上記代理人」と記載）
- (3) あて名は、岩手県知事 達増拓也とする。
- (4) 入札件名
- (5) 入札金額

9 落札者の決定方法

- (1) 本件委託業務に係る入札公告及び入札説明書で示した要件の全てを満たしている入札者であって、会計規則（平成4年岩手県規則第21号）第100条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。
- (3) (2)の同価の入札をした者のうち、立ち会っていない者又はくじを引かない者があるときは、当該入札者に代わって入札執行事務に関係のない職員がくじを引き、落札者を決定するものとする。
- (4) 落札者が契約者の指定する期日までに契約を締結しないときは、落札を取り消すことがある。

10 入札執行回数に関する事項

初度の入札において落札者がいない場合は、直ちに再度入札に付することとし、その回数は初度の入札も含め3回を限度とする。なお、開札に立ち会わない入札参加者又はその代理人は、再度入札に加わることができない。

11 契約に関する事項

- (1) 契約書は、岩手県会計規則第100条の規定に基づく積算価格を算定の基礎とし、落札価格の金額をもって当該業務の契約金額として作成する。
- (2) 落札者は、契約保証金として契約額の100分の5以上の額を、契約締結日までに納付しなければならない。ただし、岩手県会計規則（平成4年3月31日規則第21号）第112条に該当する場合においては、契約保証金の金額又は一部の納付を免除する。

- (3) 契約保証金は、契約の相手方が契約を履行しないときは岩手県に帰属する。
- (4) 入札保証金を納付したものと契約する場合、入札保証金を契約保証金に充当することができる。

12 質問書の受付及び回答方法

設計図書等に対して質問がある場合は、書面（任意様式。ファクシミリによる提出可）により令和2年4月10日（金）午後5時までに、13(3)に示す照会先に提出すること。また、回答は、質問者及び入札参加者に対し令和2年4月14日（火）午後5時までにファクシミリにより送信する。

13 その他

- (1) 提出された書類は返却しないこと。
- (2) 入札参加者又は契約の相手方が本件調達に要した費用については、すべて入札参加者又は契約の相手方が負担するものとする。
- (3) 入札等に関する事務担当及び照会先

事務担当 岩手県農林水産部漁港漁村課 計画グループ
住 所 〒020-8570 岩手県盛岡市内丸10番1号
電話番号 019-629-5828